

Q1. 団体定期保険とは、どのような商品ですか。

○全溶連と引受生命保険会社が契約している遺族保障を目的とした掛捨ての団体保険です。ご加入者様が保険期間中に死亡された場合や所定の高度障がい状態になられた場合、保険金をお支払します。

※高度障がい状態等、詳細は「全溶連・福祉共済制度のご案内」2ページをご参照ください。

○業務上、業務外を問わず24時間保障されます。

○申込書上の健康状態等の告知による簡単なお申込手続きで、ご加入できます。

○保障額は1口100万円から100万円単位で10口1,000万円までです。掛金は月払で1口100万円当り620円です。100万円当りの年間掛金も7,440円と加入しやすい掛金額となっております。

各事業所の保険金決定基準に従ってお申込みください。

Q2. 入院した時やけがをした時は、いくら支払われるのですか。

○団体定期保険は、死亡もしくは所定の高度障がい状態になられた場合の遺族保障の保険です。入院やけがの給付金は支払対象外となります。

○団体総合生活補償保険〈医療補償・傷害補償〉も同時に募集しておりますので、入院した時やけがをした時の補償をお考えの場合は、「全溶連・福祉共済制度のご案内」の6ページ以降をご参照ください。

Q3. 誰でも加入できるのですか。いつまで加入できるのですか。

○団体保険ですので、①全溶連の会員(賛助会員は除きます。)  
②会員事業所の役員・従業員・事務局の職員の方が加入できます。

上記①②以外の方はご加入できません。  
また、上記①②の配偶者様もご加入できません。

○年齢14歳6カ月超、65歳6カ月以下の方が加入できます。  
継続加入の場合、年齢70歳6カ月以下の方まで加入できます。

○上記加入資格を失われた場合、脱退となり脱退手続きが必要です。  
保険契約の保障終了日は脱退となった日の属する月の末日です。  
(ex. 3月24日に脱退された場合、3月分掛金をお払いただいたうえで、3月31日が保障  
終了日となります。)

Q4. 団体定期保険は毎年1回、1月1日しか加入できないのですか。

○10月の本募集でお申込みされた方は、毎年の1月1日が加入日(保険始期日)となりますが、  
通年募集をしており、年12回毎月の1日にご加入することができます。

1月1日以外の加入の場合は、加入希望月の前月10日までに全溶連事務局へ申込書をご  
提出ください。

Q5. 毎年、更新手続きしないといけないのですか。

○一旦ご加入いただくと、保障額が同額の場合は自動継続となりますので、次年度以降のお手  
続きは不要です。

保障額を変更される場合は、加入申込書で増減額のお手続きが必要です。

## ◎団体定期保険に関するQ & A

### Q6. 税務上の取扱いはどうなりますか。

#### ○法人事業所の場合

役員・従業員・事務局の職員のために法人が負担した掛金は、制度運営費を差引いた保険料部分の金額が、原則として全額損金に算入でき、役員・従業員・事務局の職員の所得税の課税対象ではありません。

#### ○個人事業所の場合

従業員のために個人事業主が負担した掛金は制度運営費を差引いた金額が、原則として全額必要経費に算入でき、従業員の所得税の課税対象ではありません。

自身のために個人事業主が負担した主契約の実質掛金は(掛金から年間の制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象となります。

○制度運営費の税務取扱いについては、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

※税務の取扱い等について、平成28年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

### Q7. 「申込書兼告知書」記入・提出するうえでの留意点を教えてください。

○申込書は2枚複写です。2枚目の「②ご契約者用」は、各事業所の控ですので、大切に保管ください。全溶連事務局には1枚目の「①ニッセイ用」のみ提出ください。

○申込書上の加入同意印はご加入者本人の印鑑が必要です。

○被保険者氏名・死亡保険金受取人はカタカナで記入ください。

○申込書左上の告知事項をよくご確認ください、「告知欄」も必ずご記入ください。

※詳細は「全溶連・福祉共済制度のご案内」4ページ目、「福祉共済制度 加入の更新・加入申込手続きについて」1ページ目および別紙1をご参照ください。

## ◎団体定期保険に関するQ & A

Q8. 団体定期保険を脱退後、無審査で個人保険へ加入できると聞いたのですが。

○一定の要件を満たせば、団体定期保険のご加入保険金額を上限に無診査で個人保険にご加入することができます。

- ・要件1：2年を超えて継続して団体定期保険にご加入されていた方が退職等の事由により、団体定期保険から脱退された場合
- ・要件2：ご加入される個人保険の保険金額が、団体定期保険の死亡保険金額以下であること
- ・要件3：個人保険の申込手続き(個人保険の申込書提出)が団体定期保険の脱退日から1カ月以内に完了していること

○個人保険の申込手続きが脱退日から1カ月を超えると、無診査での加入要件を満たさなくなります。個人保険のお手続きに時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

○個人保険への無診査加入をご検討の際は、脱退日(退職日)までに全溶連事務局へご連絡ください。